# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

岩国市長

### 公表日

令和5年7月28日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無

[

実施する

]

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・被保険者証、認定証又は負担割合証に関する事務・介護給付、予防給付及び市町村特別給付の支給に関する事務・安介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・パ護給付等対象サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・保険料が置が、その申請に対する応答に関する事務・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務・介護保険給付の支払の一時差止に関する事務・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務・保険料の徴収又は保険料の賦課及び減免に関する事務・・地域支援事業に関する事務・・地域支援事業に関する事務					
③システムの名称	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
資格管理ファイル、受給資格管	管理ファイル、認定支援ファイル、保険給付ファイル、賦課ファイル、収納ファイル					
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)					

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 ·番号法第19条第8号

<情報提供の根拠>

- ・法別表第二の1項
- ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表 第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別 表第二主務省令」という。)第2条
- ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条
- ・法別表第二の4項
- ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条
- ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条
- ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条
- ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条
- ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3
- ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条
- ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条
- ・法別表第二の30項

- ·法別表第二の33項、法別表第二主務省令第22条の2 ·法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2 ·法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ·法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2
- ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条
- ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の2の2・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条
- ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条
- ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条
- ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の2
- ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条
- ・法別表第二の90項、法別表第二主務省令第44条の4・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条
- ・法別表第二の95項
- ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条
- ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条
- ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の2
- ・法別表第二の117項
- ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第59条の3
- <情報照会の根拠>
- ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条
- ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条
- ・法別表第二の95項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 福祉部 高齢者支援課、健康医療部 保険年金課

②所属長の役職名 高齢者支援課長、保険年金課長

#### 6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

岩国市 総務部 総務課

〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号

電話 0827-29-5031

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

岩国市 福祉部 高齢者支援課、健康医療部 保険年金課

〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号 電話 (高齢者支援課)0827-29-2511

(保険年金課)0827-29-5082

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	5年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年6月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護部	呼価書の種類			
[   基礎	項目評	·価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項	項目評価書 目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>施機関</b> (	については、それぞれ重	点項目評	F価書又は全項目評価書において、リスク対策	きの詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	]	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱	いの委託		[ ]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) [ ]提	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続			続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査					
実施の有無	[	〕自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	8発				
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 2)十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月23日	事務の概要	・被保険者証又は認定証に関する事務	・被保険者証、認定証、又は負担割合証に関す る事務	事後	負担割合証に関する事務に個 人番号を使用
平成28年2月23日	事務の概要	(追加による)	・地域支援事業に関する事務	事後	地域支援事業に関する事務に 個人番号を使用
平成28年3月30日	評価実施機関における担当部 署	健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年 金課、健康福祉部 地域包括ケア推進課	事前	組織変更に伴う変更
平成28年3月30日	評価実施機関における担当部 署課長	介護保険課長 森本聡子、保険年金課長 森川 義雄	介護保険課長 森本聡子、保険年金課長 森川 義雄、地域包括ケア推進課長 西川美智江	事前	組織変更に伴う変更
平成28年3月30日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	電話 (介護保険課)0827-29-2544 (保険年金課)0827-29-5082	電話 (介護保険課)0827-29-2544 (保険年金課)0827-29-5082 (地域包括ケア推進課)0827-29-2566	事前	組織変更に伴う変更
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 <情報提供の根拠> ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(法別表第二主務省令)第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第	・番号法第19条第7号 <情報提供の根拠> ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(法別表第二主務省令)第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条※ ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第10条※ ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3※ ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の24項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第2条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第2条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二章務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二章系省令第33条 ・法別表第二の81項、法別表第二章系省令第43条	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令の改正による変更後の記載※については事前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	前ページのつづき	前ページ<情報提供の根拠>のつづき・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条・法別表第二の1項・法別表第二の4項・法別表第二の30項・法別表第二の39項・法別表第二の59項・法別表第二の90項・法別表第二の95項・法別表第二の95項・法別表第二の95項・法別表第二の94項、法別表第二をの根拠>・法別表第二の93項、法別表第二を944条・法別表第二の94項、法別表第二を第47条・法別表第二の95項	前ページ<情報提供の根拠>のつづき・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条※・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の2・法別表第二の4項・法別表第二の4項・法別表第二の30項・法別表第二の30項・法別表第二の30項・法別表第二の95項・法別表第二の95項・法別表第二の95項・法別表第二の95項・法別表第二の93項、法別表第二を第46条・法別表第二の94項、法別表第二を第46条・法別表第二の95項	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令の改正による変更後の記載※については事前
平成29年3月31日	評価実施機関における担当部 署①部署	健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年 金課、健康福祉部 地域包括ケア推進課	健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年金課、健康福祉部 高齢者支援課	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年3月31日	評価実施機関における担当部 署②所属長	介護保険課長 森本聡子、保険年金課長 森川 義雄、地域包括ケア推進課長 西川美智江	介護保険課長 佐上和子、保険年金課長 西本 博之、高齢者支援課長 児玉堅二	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	岩国市 健康福祉部 介護保険課、保険年金 課、地域包括ケア推進課 〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号	岩国市 健康福祉部 介護保険課、保険年金 課、高齢者支援課 〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号	事前	人事異動などに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第 10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第 12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第 15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第 19条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第 25条	条・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第19条・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第22条の2・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第	事前	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月26日	前ページのつづき	前ページ<情報提供の根拠>のづき・法別表第二の61項、法別表第二の62項、法別表第二主務省令第32条・法別表第二の62項、法別表第二主務省合令第33条・法別表第二の80項、法別表第二主務省合令第43条の2・法別表第二の87項、法別表第二主務省省会会。法別表第二の87項、法別表第二主務省省会会。法別表第二の97項、法別表第二主務省省名条・法別表表第二の97項、法別表第二主務省省条・法別表表第二の108項、法別表第二の108項、法別表第二の109項、法別表表第二の109項、法別表表第二の109項、法別表表第二の109項、法別表表第二の1項・法別別別表表第二の30項項・法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法	・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第	事前	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	介護保険課長 佐上和子、保険年金課長 西本博之、高齢者支援課長 児玉堅二	介護保険課長 佐上和子、保険年金課長 志賀 浩明、高齢者支援課長 児玉堅二	事前	平成30年4月1日付け人事異 動に伴う変更
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	介護保険課長 佐上和子、保険年金課長 志賀 浩明、高齢者支援課長 児玉堅二	介護保険課長、保険年金課長、高齢者支援課 長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳリスク対策の追加	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第50条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第50条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(法別表第二主務省令)第2 条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。)第2条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	介護保険法及び番号法の規定に従い、特定個 人情報を以下の事務で取り扱う。	介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定 個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例(平成27年条例第38号)	事後	記載内容の見直しによるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	·番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 〈情報提供の根拠〉 ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。)第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第12条の2 ・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第31条の2	・番号法開供の根拠> ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二の3項、法別表第二の5項、法別表第二の5項、法別表第二主務省令第3条・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第10条条・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条条・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第10条・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第12条の3・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条・法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二と3条第二の30項、法別表第二と3条第二の30項、法別表第二主務省令第19条・法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二の30項、法別表第二主務省令第12条の2・法別表第二の30項、法別表第二主務省令第22条の2・法別表第二の30項、法別表第二百条省令第22条の2・法別表第二の30項、法別表第二方条第二の30項、法別表第二主務省令第22条の2・法別表第二の30項、法別表第二主務省令第22条の2・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	前ページのつづき	前ページ<情報提供の根拠>のつづき ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第 32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第 33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第 43条の2 ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第 43条の2 ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第 44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第 47条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省 ・法別表第二の4項 ・法別表第二の4項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の91項 ・法別表第二の91項 ・法別表第二の91項 ・法別表第二の91項 ・法別表第二の91項、法別表第二次 ・法別表第二の91項 ・法別表第二の91項、法別表第二次 ・法別表第二の91項、法別表第二次 ・法別表第二の91項、法別表第二次 ・法別表第二の91項、法別表第二次 ・法別表第二の91項、法別表第二十五務省令第 ・法別表第二の91項、法別表第二十五務省令第 ・法別表第二の91項、法別表第二十五務省令第 ・法別表第二の91項、法別表第二十五務省令第 ・法別表第二の91項、法別表第二十五務省令第 ・法別表第二の91項	前ページ<情報提供の根拠>のつづき ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の2の2 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条の2 ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条の4 ・法別表第二の90項、法別表第二主務省令第44条の4 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第44条の4 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第5条。法別表第二の108項、法別表第二主務省令第5条の2 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の2 ・法別表第二の117項 ・法別表第二の117項 ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第55条の2 ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第55条の3 <情報景のの84項、法別表第二主務省令第59条の3 <情報景のの94項、法別表第二主務省令第6条・法別表第二の95項	事後	記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日		健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年金課、健康福祉部 高齢者支援課	福祉部 高齢者支援課、健康医療部 保険年金課	事後	組織見直しによる変更
		介護保険課長、保険年金課長、高齢者支援課長	高齢者支援課長、保険年金課長	事後	組織見直しによる変更
	特定個人情報ファイルの取扱	岩国市 健康福祉部 介護保険課、保険年金課、高齢者支援課 〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号 電話 (介護保険課)0827-29-2544 (保険年金課)0827-29-5082 (高齢者支援課)0827-29-2566	岩国市 福祉部 高齢者支援課、健康医療部 保険年金課 〒740-8585 山口県岩国市今津町14番51号 電話 (高齢者支援課)0827-29-2511 (保険年金課)0827-29-5082	事後	組織見直しによる変更